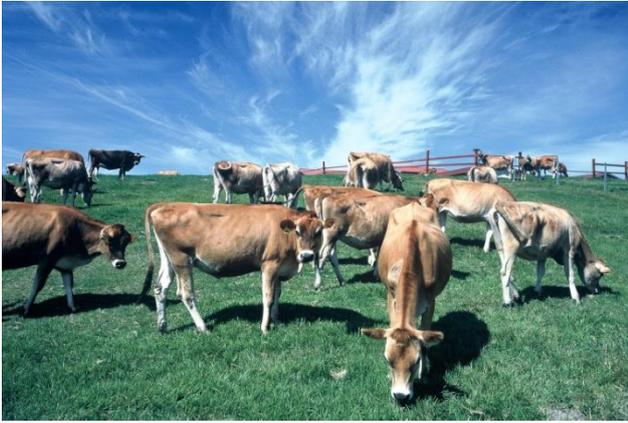


# 飼料安全法 届出の手引き



令和3年3月  
岡山県農林水産部畜産課

## 目 次

<b>第1章 飼料安全法の概要</b>	
1 飼料安全法とは	3
2 飼料	4
3 飼料添加物	5
<b>第2章 届出制度</b>	
1 飼料安全法に基づく届出	15
2 届出の宛先と提出期限	18
3 届出の提出先	19
4 届出の流れ	20
<b>第3章 飼料製造業者届</b>	
1 飼料製造の開始	22
2 飼料製造業者届の記載方法	22
3 届出事項に変更があった場合	25
4 事業の廃止届	27
<b>第4章 飼料添加物製造業者届</b>	
1 飼料添加物の製造の開始	33
2 飼料添加物製造業者届の記載方法	33
3 届出事項に変更があった場合	34
4 事業の廃止届	34
<b>第5章 飼料販売業者届</b>	
1 飼料の販売の開始	39
2 飼料販売業者届の記載方法	39
3 届出事項に変更があった場合	40
4 事業の廃止届	41
<b>第6章 飼料添加物販売業者届</b>	
1 飼料添加物の販売の開始	46
2 飼料添加物販売業者届の記載方法	46
3 届出事項に変更があった場合	46
4 事業の廃止届	46
<b>第7章 飼料輸入業者届</b>	
1 飼料輸入の開始	49
2 飼料輸入業者届の記載方法	49
3 届出事項に変更があった場合	50
4 事業の廃止届	50
<b>第8章 飼料添加物輸入業者届</b>	
1 飼料添加物輸入の開始	55
2 飼料添加物輸入業者届の記載方法	55
3 届出事項に変更があった場合	55
4 事業の廃止届	55
<b>第9章 飼料製造等開始後の遵守事項</b>	
1 帳簿の備付け	59
2 製造等の禁止	60
3 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止	61
4 飼料等の品質表示	61
5 飼料原料の利用規制状況	63
6 食品残さの利用について	65

# 第1章

飼料の安全性の確保及び品質の  
改善に関する法律（飼料安全法）の概  
要

# 1 飼料安全法とは

## (1) 飼料安全法の経緯と目的

### 〔法〕（目的）

第1条 この法律は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とする。

飼料安全法は、昭和28年に制定された、「飼料の品質改善に関する法律」が昭和50年に改正されたもので、正式名称を「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」といいます。

旧法は戦後の食糧不足の時代に悪質な飼料が横行し、消費者の飼料への不安が大きく、これを解消する必要があったことから「品質の改善」を図ることを主な目的としていました。

やがて時代の流れとともに国民の食生活が向上し、畜産経営の形も変化してきました。一方で今までになかった新しい飼料の開発や、微量で大きな効果を現す各種飼料添加物が使用されるようになりました。畜産物は、最終的には食品として人間の口に入るものです。食品の安全性の観点から、生産資材である飼料や飼料添加物についても安全性を確保すべきであるという社会的要請が強くなってきました。

このような状況をふまえて改正された現行法では、従来からの目的である「品質の改善」に加えて、「安全性の確保」すなわち飼料や飼料添加物の使用が原因となって、有害な畜産物が生産されたり、家畜等に被害が生じたりすることを防止することが目的として打ち出されました。

## (2) 対象となる家畜等

### 〔法〕（定義）

第2条 この法律において「家畜等」とは、家畜、家きんその他の動物で政令で定めるものをいう。

政令で定めている動物は以下のものをいいます。（政令 第1条）

- 一 牛、馬（食用に供する馬）、豚、めん羊、山羊及び鹿
  - 二 鶏及びうずら
  - 三 蜜蜂
  - 四 ぶり、まだい、ぎんざけ、かんぱち、ひらめ、とらふぐ、しまあじ、まあじ、ひらまさ、たいりくすずき、すずき、すぎ、くろまぐろ、くるまえび、こい（食用に供するもの）、うなぎ、にじます、あゆ、やまめ、あまご、えぞいわな、やまといわな、にっこういわな
- 上記以外の動物の飼料、例えば、ふぐ用、観賞魚用は、飼料安全法上の規制はありません。ただし、愛がん動物については「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が別途定められています。

## 2. 飼料

### (1) 飼料とは

〔法〕（定義）

第2条2 この法律において「飼料」とは、家畜等の栄養に供することを目的として使用される物をいう。

家畜等の栄養に供することを目的として、農家段階において使用されることとなる全ての物が、飼料安全法上「飼料」です。

したがって、配合飼料等ばかりではなく通常農家で自給される牧草及び飼料作物も、これに加工が施され、流通する場合には、本法の規制の対象になります。

また、家畜等の疾病の診断、治療、予防、動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことを目的とするものは薬事法上の医薬品であり、「飼料」には含まれません。

なお、水や空気は飼料ではありません。

### (2) 飼料の分類

現在、流通している飼料は、次のように分類できます。

《栄養価による分類》

#### 1) 粗飼料

容積が大きく、繊維成分が多く、栄養価の低い飼料を一般的に粗飼料といい、ワラ類、乾草類、生草類、青刈作物、サイレージ等があります。

#### 2) 濃厚飼料

容積が小さく、繊維含量が少なく、消化率及び栄養価の高い飼料の総称で、穀類、油粕類、食品製造粕類等があります。

《混合の仕方による分類》

#### 1) 単体飼料

配合飼料、混合飼料などのように各種の原料をまぜ合わせたものではなく、その原料となる個々の飼料を単体飼料または単味飼料といいます。とうもろこし、魚粉、大豆油かす、米ぬか、乾牧草等があります。

#### 2) 混合飼料

ある特定の成分の補給等を目的とするもので、2種類以上の飼料を原料又は材料とする飼料のことをいいます。

#### 3) 配合飼料

配合飼料はそれ単独で成育を維持できるもの（牛の場合は、配合飼料＋粗飼料が必要）をいいます。

### 3. 飼料添加物

#### (1) 飼料添加物とは

〔法〕（定義）

第2条3 この法律において「飼料添加物」とは、飼料の品質の低下の防止その他の農林水産省令で定める用途に供することを目的として飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

この農林水産省令（施行規則）で定める用途としては次の3用途が指定されています。  
（施行規則 第1条）

- 1) 飼料の品質の低下の防止  
飼料の酸化防止、カビ発生の防止等
- 2) 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給  
ビタミン、ミネラル、アミノ酸等
- 3) 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進  
抗菌性物質、酵素、乳酸菌等

現在飼料添加物として指定されているものは表1のとおりです。

表1以外は、たとえ飼料に添加されることがあっても「飼料添加物」ではありません。

また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（以下、成分規格等省令）第2条別表第2の8で各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準が定められています。飼料添加物は、これらの規格や基準を満たしている必要があります。

飼料添加物として指定されたものであっても、家畜等の疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的として用いられる場合には、医薬品として薬事法の規制を受けます。

#### (2) 飼料添加物の分類

- 1) 製造用原体  
製剤を製造するために用いる有効成分物質です。原体として流通している物は、直接飼料に添加しないでください。
- 2) 成分規格が定められた製剤
  - ①原体製剤  
賦形物質等を混和せず、製造用原体の規格をそのまま製剤の規格として準用しているものをいいます。
  - ②単一希釈製剤  
製造用原体にそれぞれ使用が認められている賦形物質等を混和したものをいいます。

### ③複合製剤

飼料添加物を2種類以上混和した物及びそれに賦形物質等を混和したものをいいます。

#### 3) 成分規格が定められていない複合製剤（プレミックス）

成分規格が定められていない複合製剤は、一般にプレミックスと呼ばれています。プレミックスは、一般に配合飼料等の製造の際に、複数の微量成分を他の大量の飼料原材料に容易にかつ均一に配合するために使用します。

例：成分規格等省令第2条別表第2の8よりL-アスコルビン酸の項を抜粋  
「製造用原体」に該当するのは・・・ア 製造用原体  
「原体製剤」に該当するのは・・・イ 製剤（その1）  
「単一希釈製剤」に該当するのは・・・ウ 製剤（その2）

### （3）生菌剤について

生菌剤は成分規格等省令で、菌の種類ごとに株が指定され（表2）、株ごとに成分規格、保存の方法及び経代の基準、製造の方法の基準等が定められています。したがって、飼料添加物に指定されたものと同じ菌種の生菌でも、これらの基準を満たしていなければ飼料添加物の「生菌剤」とはなりません。

生菌剤を飼料に添加するにあたり、菌株ごとに対象家畜が定められています。また、一部の生菌剤については、他の生菌剤と混合して使用するよう規定されているものもあります。

（表3）

生菌剤の対象家畜等や混合使用の規定は、飼料添加物としての効果を十分現すよう定められたものです。対象家畜等や混合使用の規定からはずれた方法で使用された生菌剤は、一般の飼料原材料と同じ扱いとなり、「飼料添加物」としての効果をうたうことはできません。

### （4）特定飼料及び特定添加物

成分規格省令で規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、または家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものを、特定飼料及び特定添加物といいます。特定飼料等は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの行う検定を受け、これに合格した表示があるものでなければ販売できません。

特定飼料等として定められているものは次のとおりです。（政令第2条）

#### 1) 特定飼料

- ・インド産落花生かす

#### 2) 特定添加物

- ・抗菌性飼料添加物（亜鉛バシトラシンなど）

表1 農林水産大臣が指定した飼料添加物一覧（令和2年5月29日現在）

用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料の品質の低下の防止 (17種)	抗酸化剤 (3種)	エトキシキン ジブチルヒドロキシトルエン ブチルヒドロキシアニソール	
	防かび剤 (3種)	プロピオン酸 プロピオン酸カルシウム プロピオン酸ナトリウム	抗菌性物質製剤である
	粘結剤 (5種)	アルギン酸ナトリウム カゼインナトリウム カルボキシメチルセルロースナトリウム プロピレングリコール ポリアクリル酸ナトリウム	
	乳化剤 (5種)	グリセリン脂肪酸エステル ショ糖脂肪酸エステル ソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ポリオキシエチレングリセリン脂肪酸エステル	
	調整剤 (1種)	ギ酸	
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給 (85種)	アミノ酸 (16種)	アミノ酢酸 DL-アラニン L-アルギニン 塩酸L-リジン L-カルニチン グアニジノ酢酸 L-グルタミン酸ナトリウム タウリン 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン DL-トリプトファン L-トリプトファン L-トレオニン L-バリン DL-メチオニン L-メチオニン 硫酸L-リジン	
	ビタミン (34種)	L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸カルシウム L-アスコルビン酸ナトリウム L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルナトリウムカルシウム L-アスコルビン酸-2-リン酸エステルマグネシウム アセトメナフトン イノシトール 塩酸ジベンゾイルチアミン エルゴカルシフェロール 塩化コリン 塩酸チアミン 塩酸ピリドキシン β-カロチン コレカルシフェロール 酢酸d1-α-トコフェロール	

		シアノコバラミン 硝酸チアミン ニコチン酸	
用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(つづき)	ビタミン(つづき)	ニコチン酸アミド パラアミノ安息香酸 D-パントテン酸カルシウム DL-パントテン酸カルシウム d-ビオチン ビタミンA粉末 ビタミンA油 ビタミンD粉末 ビタミンD3油 ビタミンE粉末 25-ヒドロキシコレカルシフェロール メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール メナジオン亜硫酸水素ナトリウム 葉酸 リボフラビン リボフラビン酪酸エステル	
	ミネラル(41種)	塩化カリウム クエン酸鉄 グルコン酸カルシウム コハク酸クエン酸鉄ナトリウム 酸化マグネシウム 水酸化アルミニウム 炭酸亜鉛 炭酸コバルト 炭酸水素ナトリウム 炭酸マグネシウム 炭酸マンガン DL-トレオニン鉄 乳酸カルシウム フマル酸第一鉄 ペプチド亜鉛 ペプチド鉄 ペプチド銅 ペプチドマンガン ヨウ化カリウム ヨウ素酸カリウム ヨウ素酸カルシウム 硫酸亜鉛(乾燥) 硫酸亜鉛(結晶) 硫酸亜鉛メチオニン 硫酸ナトリウム(乾燥) 硫酸マグネシウム(乾燥) 硫酸マグネシウム(結晶) 硫酸コバルト(乾燥) 硫酸コバルト(結晶) 硫酸鉄(乾燥) 硫酸銅(乾燥)	

		硫酸銅（結晶） 硫酸マンガン リン酸一水素カリウム（乾燥）	
用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料の栄養成分その他の有効成分の補給（つづき）	ミネラル（つづき）	リン酸一水素ナトリウム（乾燥） リン酸二水素カリウム（乾燥） リン酸二水素ナトリウム（乾燥） リン酸二水素ナトリウム（結晶）	
	色素（3種）	アスタキサンチン β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル カンタキサンチン	
飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進（45種）	合成抗菌剤（6種）	アンプロリウム・エトパペート アンプロリウム・エトパペート・スルファキノキサリン クエン酸モランテル デコキネート（H30.7.1指定取消） ナイカルバジン ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム	抗菌性物質製剤である
	抗生物質（11種）	亜鉛バシトラシン アビラマイシン エンラマイシン サリノマイシンナトリウム センデュラマイシンナトリウム ナラシン ノシヘプタイド ビコザマイシン フラボフォスフォリポール モネンシンナトリウム ラサロシドナトリウム	抗菌性物質製剤でありかつ、特定添加物である
	着色料（1種）	着色料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、1種又は2種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう）	
	呈味料（1種）	サッカリンナトリウム	
	酵素（12種）	アミラーゼ アルカリ性プロテアーゼ キシラナーゼ キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 β-グルカナナーゼ 酸性プロテアーゼ セルラーゼ セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素 中性プロテアーゼ フィターゼ	
用途	種別	指定されている飼料添加物の種類	備考
飼料が含	酵素（つづき）	ラクターゼ リパーゼ	

有している栄養成分の有効な利用の促進 (つづき)	生 菌 剤 (11種)	エンテロコッカス フェカーリス エンテロコッカス フェシウム クロストリジウム ブチリカム バチルス コアグランス バチルス サブチルス バチルス セレウス バチルス バディウス ビフィドバクテリウム サーモフィラム ビフィドバクテリウム シュードロンガム ラクトバチルス アシドフィルス ラクトバチルス サリバリウス	
	有 機 酸 (4種)	ギ酸カルシウム グルコン酸ナトリウム 二ギ酸カリウム フマル酸	
合 計	156種		

表2 飼料添加物の生菌剤の菌株  
(令和2年5月29日現在)

成分規格等省令の名称	菌株名(和名)	菌株名(英名)
エンテロコッカス フェカーリス	エンテロコッカス フェカーリス NT株	<i>Enterococcus faecalis</i> NT
エンテロコッカス フェシウム(その1)	エンテロコッカス フェシウム ATCC 19434株	<i>Enterococcus faecium</i> ATCC 19434
エンテロコッカス フェシウム(その2)	エンテロコッカス フェシウム 129 BIO 3B株	<i>Enterococcus faecium</i> 129 BIO 3B
エンテロコッカス フェシウム(その3)	エンテロコッカス フェシウム BIO-4R株	<i>Enterococcus faecium</i> BIO-4R
エンテロコッカス フェシウム(その4)	エンテロコッカス フェシウム FA-5株	<i>Enterococcus faecium</i> FA-5
クロストリジウム ブチリカム(その1)	クロストリジウム ブチリカム 宮入株	<i>Clostridium butyricum</i> MIYAIRI
クロストリジウム ブチリカム(その2)	クロストリジウム ブチリカム NT株	<i>Clostridium butyricum</i> NT
バチルス コアグランス	バチルス コアグランス P-22株	<i>Bacillus coagulans</i> P-22
バチルス サブチルス(その1)	バチルス サブチルス BN株	<i>Bacillus subtilis</i> BN
バチルス サブチルス(その2)	バチルス サブチルス C-3102株	<i>Bacillus subtilis</i> C-3102
バチルス サブチルス(その3)	バチルス サブチルス DB 9011株	<i>Bacillus subtilis</i> DB 9011
バチルス サブチルス(その4)	バチルス サブチルス NT株	<i>Bacillus subtilis</i> NT
バチルス サブチルス(その5)	バチルス サブチルス JA-ZK株	<i>Bacillus subtilis</i> JA-ZK
バチルス セレウス	バチルス セレウス トヨイ株	<i>Bacillus cereus</i> var. TOYOI
バチルス バディウス	バチルス バディウス MA 001株	<i>Bacillus badius</i> MA 001
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その1)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム chN-118株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> chN-118
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その2)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム S-501株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> S-501
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その3)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム SS-4株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> SS-4
ビフィドバクテリウム サーモフィラム(その4)	ビフィドバクテリウム サーモフィラム WBL-4R株	<i>Bifidobacterium thermophilum</i> WBL-4R
ビフィドバクテリウム シュードロンガム(その1)	ビフィドバクテリウム シュードロンガム GSL-3株	<i>Bifidobacterium pseudolongum</i> GSL-3
ビフィドバクテリウム シュードロンガム(その2)	ビフィドバクテリウム シュードロンガム M-602株	<i>Bifidobacterium pseudolongum</i> M-602
ラクトバチルス アシドフィルス(その1)	ラクトバチルス アシドフィルス ATCC 33199株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> ATCC 33199
ラクトバチルス アシドフィルス(その2)	ラクトバチルス アシドフィルス GAL-2株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> GAL-2
ラクトバチルス アシドフィルス(その3)	ラクトバチルス アシドフィルス GBL-2株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> GBL-2
ラクトバチルス アシドフィルス	ラクトバチルス アシドフィルス	<i>Lactobacillus acidophilus</i>

(その4)	GSL-2 株	GSL-2
ラクトバチルス アシドフィルス (その5)	ラクトバチルス アシドフィルス LAC-300 株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> LAC-300
ラクトバチルス アシドフィルス (その6)	ラクトバチルス アシドフィルス M-13 株	<i>Lactobacillus acidophilus</i> M-13
ラクトバチルス サリバリウス	ラクトバチルス サリバリウス chN-426 株	<i>Lactobacillus salivarius</i> chN-426

表3 生菌剤の対象家畜及び混合使用規定一覧

	飼料添加物名	一般名称	対象家畜
1	エンテロコッカス フェカーリス（クロストリジウム ブチリカム（その2）製剤及びバチルス サブチルス （その4）製剤と混合して使用する場合には限る。）	乳酸菌	牛、豚、鶏、うずら
2	エンテロコッカス フェシウム（その1）（ラクトバ チルス アシドフィルス（その1）製剤と混合して使 用する場合には限る。）	乳酸菌	牛、鶏、うずら
3	エンテロコッカス フェシウム（その2）（ラクトバ チルス アシドフィルス（その6）製剤と混合して使 用する場合には限る。）		豚
4	エンテロコッカス フェシウム（その3）		牛、豚、鶏、うずら
5	エンテロコッカス フェシウム（その4）（ビフィド バクテリウム サーモフィラム（その2）製剤及びラ クトバチルス アシドフィルス（その5）製剤と混合 して使用する場合には限る。）		牛及び豚
6	クロストリジウム ブチリカム（その1）		酪酸菌
7	バチルス コアグランス	—	豚
8	バチルス サブチルス（その1）	枯草菌	牛、豚、鶏、うずら
9	バチルス サブチルス（その2）		牛、豚、鶏、うずら
10	バチルス サブチルス（その3）		牛、豚、鶏、うずら
11	バチルス サブチルス（その5）		豚及び鶏
12	バチルス セレウス	—	牛、豚、鶏、うずら、 養殖水産動物
13	バチルス バディウス	—	豚
14	ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その1） （ラクトバチルス サリバリウス製剤と混合して使用 する場合には限る。）	ビフィズス菌	鶏、うずら
15	ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その3）		牛及び豚
16	ビフィドバクテリウム サーモフィラム（その4）		牛
17	ビフィドバクテリウム シュードロンガム（その1）	ビフィズス菌	豚
18	ビフィドバクテリウム シュードロンガム（その2）		牛及び豚
19	ラクトバチルス アシドフィルス（その2）		鶏、うずら
20	ラクトバチルス アシドフィルス（その3）		牛
21	ラクトバチルス アシドフィルス（その4）		豚
22	ラクトバチルス アシドフィルス（その5）		牛及び豚
23	ラクトバチルス アシドフィルス（その6）		豚

## 第2章

# 届出制度

## 1. 飼料安全法に基づく届出

### 〔法〕（製造業者等の届出）

第50条 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、政令で定めるところにより、その事業を開始する2週間前までに、農林水産大臣に次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 製造業者にあつては、当該飼料又は飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 三 販売業務を行う事業場及び当該飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の販売業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その事業を開始する2週間前までに、都道府県知事に前項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を届け出なければならない。

3 新たに第3条第1項の規定により基準又は規格が定められたため前2項に規定する製造業者、輸入業者又は販売業者となった者は、その基準又は規格が定められた日から1月以内に、政令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつては第1項各号に掲げる事項を農林水産大臣に、販売業者にあつては前項に規定する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

4 前3項の規定による届出をした者は、その届出事項に変更を生じたときは、政令で定めるところにより、その日から1月以内に、農林水産大臣又は都道府県知事にその

### 〔政令〕（都道府県知事の経由）

第8条 法第50条第1項、第3項又は第4項の規定により農林水産大臣に対してする届出は、当該届出をする者の住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

### （1）飼料製造業者等の届出

飼料安全法では、第50条で届出が必要な業者を規定しています。届出が必要な業者は、飼料及び飼料添加物の「製造業者」、「輸入業者」、「販売業者」です。

### 1) 届出が必要な業者

- ・「飼料等」の製造、輸入又は販売の行為を、反復継続する意志を持って行う者。
- ・対価を得ず譲渡する場合であっても、不特定若しくは多数の者へ譲渡又は譲渡先でさらに他者へ販売若しくは譲渡する場合は、販売に含まれます。【法律第4条第1項】
- ・飼料添加物を小分け販売する場合は製造業者届が必要です。
- ・飼料を小分け販売する場合は販売業者届が必要です。
- ・仲介等をするだけで、「飼料等」を直接取り扱わないで販売行為を行っている場合でも販売業者に該当します。

### 2) 届出が必要でない業者

- ・販売を目的としない製造業者（自家配合の畜産農家、自家使用を目的として稲発酵粗飼料等を製造する畜産農家等）。
- ・田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者

#### 【届出義務の適用が除外される範囲】

- ① 田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造し、畜産農家に直接販売する耕種農家。
  - ②①における「耕種農家」及び「畜産農家」には、個人、法人及び任意組織が含まれます。
  - ③①における「飼料を製造し」とは、稲を発酵させるなど、飼料として用いるために農産物を配合し、又は加工することをいい、牧草やわらなどの農産物を単に乾燥するなどの行為は、「飼料を製造し」には含まれません。
  - ④①における「畜産農家に直接販売する」場合には、農業協同組合などを介している場合も含まれます。
- ・自ら生産した農産物（稲わら、豆がら等を含む）を飼料として販売する販売業者（飼料会社等に販売する場合を含む）【施行規則第69条第2項】  
ただし、届出自体は不要ですが、飼料安全法の規制（帳簿の備え付け等）は受けます。

### 3) 飼料製造管理者の設置

- ・抗菌性物質等を取り扱う飼料製造業者等は、飼料製造管理者を設置する必要があります。

#### 【飼料製造管理者の設置が義務づけられている事業場】

	飼料製造事業場	飼料添加物製造事業場	自家配合農家
抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Caを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
飼料添加物を製造する場合	—	必要	—

## (2) 届出の種類

届出には以下の種類があります。

### 1) 業者届（施行規則第68条別記様式第54号イ）

「製造業者等」が、新規に事業を開始する場合に届け出るものです。

- |           |              |
|-----------|--------------|
| ・ 飼料製造業者届 | ・ 飼料添加物製造業者届 |
| ・ 飼料輸入業者届 | ・ 飼料添加物輸入業者届 |
| ・ 飼料販売業者届 | ・ 飼料添加物販売業者届 |

### 2) 業者届出事項変更届（施行規則第68条別記様式第54号ロ）

業者届の届出事項に変更を生じた場合に届け出るものです。

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ・ 飼料製造業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物製造業者届出事項変更届 |
| ・ 飼料輸入業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物輸入業者届出事項変更届 |
| ・ 飼料販売業者届出事項変更届 | ・ 飼料添加物販売業者届出事項変更届 |

### 3) 業者事業廃止届（施行規則第68条別記様式第54号ハ）

業者届に係る事業を廃止した場合に届け出るものです。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ・ 飼料製造業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物製造業者事業廃止届 |
| ・ 飼料輸入業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物輸入業者事業廃止届 |
| ・ 飼料販売業者事業廃止届 | ・ 飼料添加物販売業者事業廃止届 |

## (3) 届出の種類に伴う留意事項

- ・ 「飼料等」の「製造業者等」が飼料と飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届と飼料添加物製造業者届をそれぞれ別々に提出してください。

（輸入業者届及び販売業者届についても同様です。）

- ・ 「飼料等」を輸入し、これを用いて「飼料等」を製造（飼料添加物にあつては小分けを含む。）する者は、「飼料等」の輸入業者届と製造業者届を提出してください。
- ・ 様式は、岡山県のホームページから入手できます。

（岡山県畜産課アドレス <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/53/>）

## 2. 届出の宛先と提出期限

届出は、その種類によって宛先と提出期限が異なります。次表を参考にしてください。

届出の種類	製造業者届・輸入業者届	販売業者届
届出書の宛先	農林水産大臣	岡山県知事
提出部数	2部	2部
提出所の大きさ	A4	
提出期限	新規届	事業を開始する日から2週間前まで
	変更届	届出事項に変更が生じた日から1月以内
	廃止届	事業を廃止した日から1月以内

### (1) 留意事項

- 届出は許認可とは異なりますので、受理されても許可証等は発行されません。  
受付印を押印済の届出書の写しを返送することは可能です。
- 届出は押印あり・なし、どちらの届出をすることも可能です。

〈押印ありの場合〉

書類の差し替えをなるべく無くす為、届出の空白に捨印をいただくと助かります。

また、郵送で届出書を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、届出書類はコピー等の控えを取った上でご提出ください。

〈押印なしの場合〉

行政窓口と継続的にやりとりをする担当者を決めていただき、連絡先が分かるもの（名刺等）を送付してください。

また、届出の際には社内決裁をされている正式な提出であることをお伝えください。

- 届出書を提出した都道府県とは別の都道府県に製造事業場、販売事業場又は保管施設がある場合は、当該事業場等の所在地の知事（関係部課）に、提出した都道府県の受付印押印済の届出書の写し1部を送付してください。
- 受付印に付された番号は、県において届出を整理するために付した整理番号であり、許認可にかかる番号ではありません。

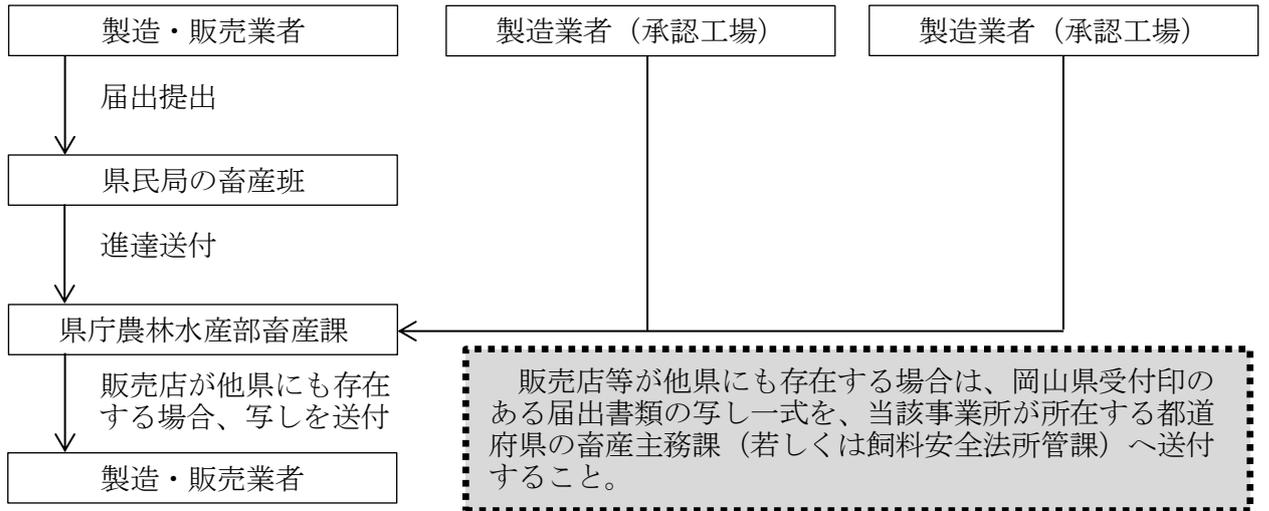
### 3. 届出の提出先

#### (1) 提出先

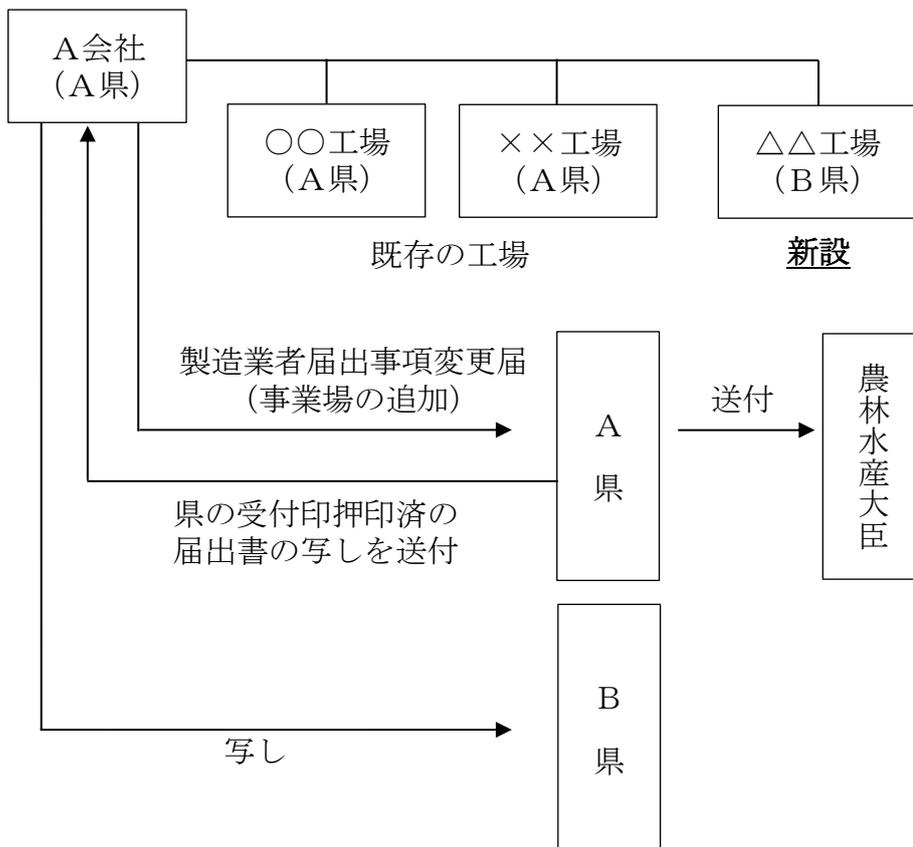
- ・ 飼料・飼料添加物製造業者（関税込率法による承認工場以外）、飼料・飼料添加物販売業者は主たる事務所の存在する市町村を管轄する、県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班に提出してください。
- ・ 飼料・飼料添加物輸入業者、製造業者（関税込率法による承認工場）は県庁畜産課に提出してください。

県民局・県庁	住 所	管轄市町村
備前県民局		
畜産班 電話：086-233-9828 F A X：086-234-9064	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	岡山市、玉野市、瀬戸内市、備前市、 吉備中央町、赤磐市、和気町
備中県民局		
畜産第一班 電話：086-434-7033 F A X：086-425-4921	〒710-8530 倉敷市羽島1083	倉敷市、総社市、早島町、高梁市、 笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、 矢掛町
畜産第二班 電話：0867-72-9166 F A X：0867-72-9146	〒718-8550 新見市高尾2400	新見市
美作県民局		
畜産第一班 電話：0868-23-1310 F A X：0868-24-4962	〒708-8506 津山市山下53	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、 美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
畜産第二班 電話：0867-44-7564 F A X：0867-44-4754	〒717-8501 真庭市勝山591	真庭市、新庄村
県庁畜産課		
生産振興班 電話：086-226-7429 F A X：086-224-2155	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6	関税込率法により税関長の承認を得た 飼料製造業者、飼料輸入業者

(2) 届出の流れ (岡山県の場合)



(3) 事業場が複数の県にある場合の届出の流れ (参考)



## 第3章

### 飼料製造業者届

## 1. 飼料製造の開始

飼料を製造しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

製造業者が自社で製造した製品を販売する場合には、販売業者届は不要です。（製造業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

## 2. 飼料製造業者届の記載方法

### (1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### (2) 届出の宛先

- ・農林水産大臣の氏名まで記載してください。

### (3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。工場長、支店長等の代理人名での届出はできません。

### (4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

### (5) 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

- ・製造する事業場の名称と所在地を記載してください。  
法人名+工場名（例：〇〇飼料株式会社△△工場）
- ・工場名がついていない場合は、「本社工場」等の工場名を付けてください。
- ・事業場の規模が大きく、住所が複数の番地にまたがる場合、最も中枢となる番地を明記した上で、列記してください。
- ・法人名が異なる事業場名（例：A株式会社の届出において、事業場名がB株式会社△△工場）になることはありません。例示の場合は、届出者はB株式会社となります（A株式会社がB株式会社に製造委託をする場合、製造業者は受託者であるB株式会社となります。）。A株式会社がB株式会社の△△工場を賃借する場合、A株式会社△△工場という事業場名となります。その場合は、当該賃貸借契約書の写しを添付してください。
- ・製造事業場が関税込率法第13条第1項に規定する税関長の承認を受けている場合は、当該承認の年月日も記載してください。

### (6) 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

この項には、自社で製造した品目についての販売事業場及び保管施設を記載してください。

#### 1) 販売業務を行う事業場の所在地

ここでいう販売業務は「製品の所有権の他者への移動」を指します。すなわち、自ら

小売や卸売をしていない製造業者も、ここでいう販売業務は必ず行っていることとなります。したがって、この項には届出業者の本店、支店、工場等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。この項に製品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

## 2) 飼料を保管する施設の所在地

自社製造事業場は、製造して即出荷する体制でない限りは、保管施設として記載してください。

他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。また、保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

## (7) 製造に係る飼料の種類

以下に従って記載してください。

### 1) 公定規格の定められている飼料

昭和 51 年 7 月 24 日告示第 756 号（飼料の公定規格を定める等の件）の飼料の種類の方に掲げる名称を用いてください。

### 2) 1) 以外の飼料

#### ①単体飼料

昭和 51 年 7 月 24 日告示第 756 号（飼料の公定規格）別表にある原材料表の名称を用いてください。また、同欄に該当しないものは原料の一般的な名称を用いてください。

#### ②混合飼料

飼料の特性又は製法が明らかとなる名称を用いてください。

- ・例 1 主な構成原材料を表すもの  
動物性たんぱく質混合飼料、米ぬか油かす混合飼料
- 例 2 多種の飼料添加物を含み、プレミックス的に使用されるもの  
ビタミン・ミネラル混合飼料  
鶏用ビタミン・生菌剤混合飼料（対象家畜等が限定されるもの）
- 例 3 特定の家畜等の基礎飼料として大量に使用されるもの  
牛用混合飼料
- 例 4 特徴的な原材料が混合されていることを表すもの  
甘草粉末混合飼料
- 例 5 複数の原材料を発酵させたもの  
米ぬか・とうふかす発酵飼料

#### ③配合飼料

公定規格の定められている配合飼料の種類に準じ、対象家畜等とその生育ステージが明らかになる名称を用いてください。

#### ④輸出用又は試験研究用の飼料の名称

届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

## (8) 飼料の製造開始年月日

飼料の製造を開始する年月日を記載してください。

## (9) 製造する飼料の原材料又は材料の種類

### 1) 原材料又は材料の種類

記載する名称は(7)2)①と同様です。

- ・使用する全ての原材料を1つの表にまとめて記載し、飼料の種類毎あるいは銘柄毎に分ける必要はありません。ただし飼料添加物については別枠に記載してください。
- ・原材料に配合飼料、混合飼料又は複合製剤を使用している場合は、それに使用されている原料をすべて列記してください。(飼料添加物の賦形物質・安定製剤等は記載不要です。)
- ・飼料添加物として生菌剤が含まれるときは、飼料添加物の区分内に、菌種名に加え菌株名も記載してください。  
(例：バチルス サブチルス BN 株 又は バチルス サブチルス [その1])
- ・原料又は材料のうちに飼料添加物ではない生菌が含まれるときは、一般原材料の区分内に菌種名又は一般名を記載してください。  
(例：バチルス メンテリカス 又は 糖化菌)

### 2) 飼料の原材料としての使用に注意を要するもの

- ①家畜の疾病の診断、治療又は予防、動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことを目的とするもの(医薬品)は、飼料に含まれないので、これらのものの製造に係る届出はできません。
- ②化学合成品は使用できません。  
酢酸、クエン酸、乳酸、コハク酸、リンゴ酸等の有機酸については、醸造等生物由来であれば使用可能ですが、化学的操作を加えたものは使用できません。(醸造酢は使用可能ですが、試薬の氷酢酸は使用できません。)
- ③今までに飼料として使用経験のないもので、有効性及び安全性の確認ができていないもの(微生物を使って残飯等を発酵させたものは、該当する場合があります。)を飼料原材料として使用したい場合は、鶏ひな成長性試験等が必要となります。「日本標準飼料成分表」を参考にしてください。

#### (参 考)

- ・飼料の安全性評価基準の制定について  
(昭和63年4月12日付63畜B第617号農水省畜産局長通達)
- ・養殖水産動物用飼料の安全性評価基準の制定について  
(平成3年2月13日付2畜B第2103号農水省畜産局長及び水産庁長官通達)

- ④飼料添加物に指定されていない菌(酵母を含む)を使用する場合は、鶏ひなの成長試験等を実施するとともに、菌の種・属・株名を明らかにし、さらに菌が抗生物質産生菌株

でないこと、薬剤耐性菌株でないこと、遺伝子組み換え菌株でないことの確認が必要な場合があります。

⑤ 鉱物系原料については、重金属の含有状況を確認し、データを添付する必要があります。

⑥ 輸入飼料用酵母については、セレンを含むものがあり、鶏ひなの成長試験及び鶏卵の孵化試験等が必要となる場合があります。

#### ⑦ 漢方薬関連

- ・植物由来のものについては、専ら医薬品として使用される成分本質に該当するもの由来である場合は使用できません。（例：オウゴン、トウキ等）
- ・医薬品的効能効果を示さない限り医薬品と判断しない成分本質に由来するものについては、安全性が不明なものでなければ、栄養に供する目的に限り使用可能です。（例：エンバク、オタネニンジン、キャッサバ等）
- ・部位によって医薬品であるかどうか異なる場合は、可能な限り使用部位を明らかにすることで、使用可能です。
- ・記載にあたっては、生薬名等の医薬品的効果を暗示する名称は使用せず、植物名を記載してください。（例：×サンヤク→○ナガイモ）

#### (参 考)

- ・医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）の取扱いについて（厚生労働省のホームページ）

アドレス [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuten/iyakuhin/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/iyakuhin/index.html)

### (10) 飼料を製造する施設の概要

#### 1) 飼料の製造に係る主要施設の概要

- ・可能な限り製造事業場別に区分し、表形式にして記載してください。
- ・製造に用いる施設の形式、規模、能力、数量等を記載してください。

#### 2) 飼料の製造フロー

- ・製造工程がわかる、フローシートを参考として添付してください。

### 3 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合は、第50条第4項の規定により、変更が生じた日から1月以内に届け出る必要があります。

#### (1) 飼料製造業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料製造業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 4 製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料の製造の開始年月日
- 6 製造する飼料の原料又は材料の種類（飼料添加物を添加する場合は、その他の原料と分けて記載する）
- 7 飼料を製造する施設の概要

## (2) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

## (3) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に製造業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

## (4) 変更した事項

### 1) 代表者

- ・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。

### 2) 社名又は住所

- ・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- ・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、変更届ではなく、以前に届け出た法人は廃止届、新たな法人は新規届を提出してください。
- ・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。（市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です。）
- ・都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、新住所の都道府県に届出書を提出し、收受印の押された届出書の写しを旧住所の都道府県に送付してください。
- ・住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載もれのないようにしてください。

### 3) 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

- ・飼料を製造する事業場の追加・削除があった場合に、変更の前後が分かるように記載してください。
- ・市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。
- ・製造事業場の追加の場合は、製造施設の概要も記載してください。また、新しい製造事業場で今まで届出していた飼料等と違うものを製造する場合は、その追加もあわせて記載してください。

### 4) 製造に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、

その旨及びその名称)

- ・以前届出していた「製造に係る飼料の種類」の追加・削除がある場合は、変更の前後がわかるように記載してください。

5) 飼料を製造する施設の概要

- ・飼料を製造する事業所の追加や製造する飼料の種類追加により、それまで届け出していた製造施設の概要又は製造工程が変更・追加になった場合は、その内容がわかるように記載してください。
- ・必要に応じて原材料、製造施設の概要又は製造フローシート等の資料を添付してください。

(5) 変更した年月日

- ・(4)の1)～5)の各項目において、変更した年月日が同じでなければ項目毎に変更した年月日を記載してください。

(6) 留意事項

- ・提出の期限を越えない範囲(変更が生じてから1月以内)に複数の変更が生じた場合は、まとめて1通の届出とすることができます。(品目の追加が1月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合等)
- ・変更事項が多い場合には、「変更した事項」に「別紙のとおり」と記載し、別のA4用紙にその内容を記載し添付してもかまいません。

## 4 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料製造業者事業廃止届」を提出して下さい。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に製造(輸入又は販売)業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料製造業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

大臣名まで記載して下さい

飼料製造の2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。  
記

- 1 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇  
岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地(←登記された住所)

- 2 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇〇〇株式会社〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

関税込率法第13条1項に規定する税関長の承認を受けている場合は、その年月日も記載

- 3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇工場)  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇支店)

(2) 飼料を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇工場)  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇倉庫)

- 4 製造に係る飼料の種類(輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称)

種類
幼すう育成用配合飼料
ほ乳期子豚育成用配合飼料

なお、輸出用又は試験研究用の飼料の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料の種類	飼料の名称
ビタミン混合飼料	〇〇MIX-NO. 1

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
〇〇抽出物混合飼料	〇〇印ミックスB

5 飼料の製造の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 製造する飼料の原料又は材料の種類

原料又は材料の種類	
	飼料添加物の種類
とうもろこし、マイロ、大豆油 かす、米ぬか、ふすま、末粉、 小麦粉、なたね油かす、魚粉・ ・・	〇〇マイシン、〇〇〇マイシン、 ビタミンA、ビタミンD <sub>3</sub> 、ビタミ ンK <sub>3</sub> 、ニコチン酸、ビタミンB <sub>1</sub> 、ビタミンB <sub>2</sub> ・・・

7 飼料の製造に係る主要施設の概要

主要施設	数量	規模、能力等
サイロ	2基	〇〇型 コンクリート 〇〇m <sup>3</sup> ×2
粉碎機	1台	〇〇型 ハンマーミル 〇t/h
計量器	1台	〇〇型 全自動積算式 〇t/h
混合機	1台	〇〇型 ナウター式 〇t/h
計量器	1台	〇〇型 パッカー式 〇B/S/h
包装機	1台	〇〇型 全自動包装機 〇B/S/h

(参考)

飼料の製造フロー  
別紙のとおり

参考として製造工程が分かるフローシートを添付してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料製造業者届出事項変更届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

最初に飼料製造業者として届け出た年月日



さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

(1) 代表者

新) ○ ○ ○ ○

旧) △ △ △ △

(2) 社名又は住所

新) ○〇〇〇株式会社 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

旧) △△△△株式会社 岡山県△△市△△町△△番地

市町村合併による場合でも  
変更届が必要です

(3) 飼料を製造する事業場の追加又は削除

	製造する事業場の名称	製造する事業場の所在地
追加	〇〇〇〇株式会社〇〇工場	岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地
削除	〇〇〇〇株式会社〇〇工場	岡山県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(4) 飼料を製造する事業場の名称及び所在地

新) ○〇〇〇株式会社〇〇工場 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

旧) △△△△株式会社△△工場 岡山県△△市△△町△△番地

(5) 飼料の種類追加

肉用牛肥育用配合飼料

(6) 製造する飼料の原料又は材料の種類追加

原料又は材料の種類	
飼料添加物の種類	
とうもろこし、リン酸カルシウム、食塩、マイロ、大豆油かす・・・	ビタミンA、エトキシキン、塩酸L-リジン、炭酸亜鉛・・・

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(1)~(6)の各項目毎に変更した年月日を記載して下さい。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料製造業者事業廃止届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業廃止後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏 名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○〇 ○〇

最初に飼料製造業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により飼料製造業者の届出をしたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

## 第4章

### 飼料添加物製造業者届

## 1 飼料添加物製造の開始

飼料添加物を製造しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

製造業者が自社で製造した製品を販売する場合には、販売業者届は不要です。（製造業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

なお、飼料及び飼料添加物の両方を製造する場合には、飼料製造業者届及び飼料添加物製造業者届を別葉にして提出してください。

## 2 飼料添加物製造業者届の記載方法

飼料製造業者届に準じて記載してください。

### (1) 製造に係る飼料添加物の種類

#### 1) 有効成分が単一のもの（単一製剤）

- ・成分規格等省令の別表第2の8の各条に規定された成分名を記載してください。
- ・各条のなかで更に細かい区分が規定されているものについては、その細区分ごとに記載してください。

例1. 生菌剤で、菌株の種類により細かい区分が規定されているもの

例2. ビタミンAD等で、液状製剤と粉状製剤の区別があるもの

例3. 酵素類等で、生産菌の違いにより細かい区分が規定されているもの

例4. 抗生物質で、精製級と飼料級の区別があるもの

- ・製造用原体についてはその旨を記載し、製剤と分けて記載してください。

#### 2) プレミックス（複合製剤）

- ・対象家畜等が定まっているもの（抗生物質、合成抗菌剤、色素を含むもの）は、その対象家畜等が明らかとなる名称を用いてください。

例1. ほ乳期子豚用プレミックス、幼すう用プレミックス

- ・対象家畜等が定まっていないものは、含有する飼料添加物の内容を表す名称を用いてください。

例2. ビタミン・ミネラルプレミックス

#### 3) 生菌剤

- ・菌種名に加え菌株名も記載してください。

例1. バチルス サブチルス BN株 又は バチルス サブチルス[その1]

#### 4) 輸出用又は試験研究用の飼料添加物の名称

- ・届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。飼料添加物の種類と同じになってもかまいません。

### (2) 飼料添加物の製造の開始年月日

飼料添加物の製造を開始する年月日を記載してください。

### (3) 飼料添加物の原料又は材料の種類

使用する全ての原材料について飼料添加物の種類毎に区分して記載してください。

- 1) 単一製剤
- 2) 複合製剤

#### (4) 飼料添加物製造施設の概要

- 1) 飼料添加物の製造に係る主要施設の概要
  - ・可能な限り製造事業場別に区分し、表形式にして記載してください。
  - ・製造に用いる施設の形式、規模、能力、数量等を記載してください。
- 2) 飼料添加物の製造フロー
  - ・製造工程がわかる、フローシートを添付してください。
  - ・製造フローシートは製造工程の各段階において使用する物質名、濃度、製造上の条件等を記載してください。

### 3 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

#### (1) 飼料添加物製造業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物製造業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

なお、記載にあたっては「飼料製造業者届出事項変更届」に準じ、各項目の「飼料」という箇所を「飼料添加物」に置き換えてください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び当該飼料添加物を保管する施設の所在地
- 4 製造に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 5 飼料添加物の製造開始年月日
- 6 製造する飼料添加物の原料又は材料の種類
- 7 飼料添加物製造施設の概要

### 4 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物製造業者事業廃止届」を提出して下さい。

なお、記載にあたっては「飼料製造業者事業廃止届」に準じ、各項目の「飼料」という箇所を「飼料添加物」に置き換えてください。

- (1) 届出年月日
  - ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。
- (2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付
  - ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料添加物製造業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

製造を開始する2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役 ○〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 飼料添加物を製造する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	事業場の所在地
〇〇〇〇株式会社〇〇工場	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

3 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇支店)  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇支店)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇倉庫)  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇倉庫)

4 製造に係る飼料添加物の種類

種	類
プロピオン酸カルシウム、幼すう用プレミックス、	
〇〇〇マイシン	

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
〇〇〇マイシン	G r o w t h e r - 1 0

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
幼すう用プレミックス	幼すう用Bミックススーパー

5 飼料添加物の製造の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

6 製造する飼料の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類
プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸、水酸化カルシウム
幼すう用プレミックス	DL-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛（結晶）、米ぬか油かす、大豆油
〇〇〇マイシン	生産菌名、賦形物質、（発酵培地）

7 製造施設の概要

1) 飼料添加物の製造に係る主要施設の概要

(製造工程1)

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	培養槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
2	ろ過装置	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
3	溶解槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
4	凝縮装置	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1
5	反応槽	1台	〇〇型 〇〇式 〇〇1

(製造工程2及び3)

番号	主要施設	数量	規模、能力等
1	混合機	1台	〇〇型 ナウター式 〇t/h
2	計量器	1台	〇〇型 パッカー式 〇B/S/h
3	包装機	1台	〇〇型 〇〇式 〇B/S/h

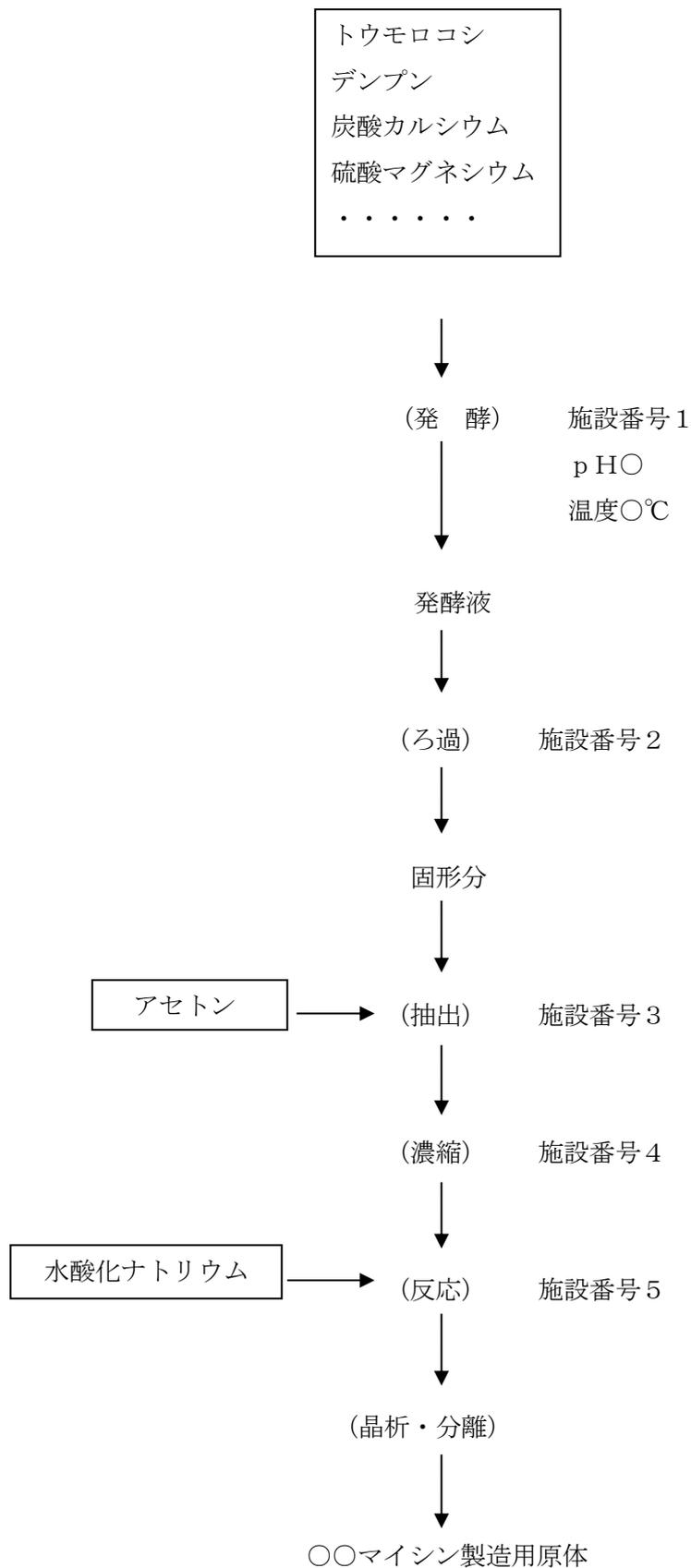
2) 製造フロー

別紙のとおり

製造工程が分かるフローを記載してください。  
また、別紙で添付しても構いません。

[製造フローシート]・・・の例

製造工程 1      ○○工場 岡山県○×市



## 第5章

### 飼料販売業者届

## 1 飼料販売の開始

飼料を販売しようとする者は飼料安全法第50条第2項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事に届ける必要があります。

## 2 飼料販売業者届の記載方法

### (1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### (2) 届出の宛先

- ・知事の氏名も記載してください。

### (3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。支店長等の代理人名での届出はできません。

### (4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

### (5) 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地

#### 1) 販売業務を行う事業場

- ・ここでいう販売業務は「製品の所有権の他者への移動」を指します。この項には届出業者の本店、支店等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。
- ・製品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

#### 2) 飼料を保管する施設の所在地

- ・他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。
- ・保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

### (6) 販売に係る飼料の種類

- ・製造業者届出に準じて、販売する飼料の種類を記載してください。
- ・「別紙のとおり」として一覧表を添付してもよい。

### (7) 飼料の販売業務の開始年月日

- ・飼料の売買を開始する年月日を記載してください。

## 2 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

### (1) 飼料販売業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料販売業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料の種類

### (2) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### (3) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

### (4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・社名（法人の名称）を変更した場合は、新社名と旧社名がわかるように記載してください。
- ・代表者を変更した場合は、新代表者と旧代表者がわかるように記載してください。  
なお、届出された代表者以外の役員等に変更があっても届出の必要はありません。
- ・合併、有限会社から株式会社への変更等で、以前に届け出た法人と法人格が異なった場合は、変更届ではなく、以前に届け出た法人は廃止届、新たな法人は新規届を提出してください。
- ・住所（主たる事務所の所在地）を変更した場合は、新住所と旧住所がわかるように記載してください。（市町村合併等により住所表記が変わった場合も変更届の対象です。）
- ・都道府県の範囲を越えて住所を変更した場合は、新住所の都道府県に届出書を提出し、收受印の押された届出書の写しを旧住所の都道府県に送付してください。
- ・住所等の変更の場合は、関連する事業場等の所在地の変更の有無についても十分確認のうえ、変更が必要な場合は記載もれないようにしてください。

### (5) 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

- ・支店等で販売業務を行う事業場の追加・削除があった場合に、変更の前後が分かるように記載してください。
- ・市町村合併により住所の変更があった場合も届出の対象です。

### (6) 販売に係る飼料の種類

- ・以前届出していた「販売に係る飼料の種類」の販売をやめた場合はその種類及び名称がわかるように記載してください。

### (7) 留意事項

- ・提出の期限を越えない範囲（変更が生じてから1月以内）に複数の変更が生じた場合は、まとめて1通の届出とすることができます。（品目の追加が1月間に数回ある場合や代表者変更と販売事業場の追加が同時にある場合等）

- ・変更事項が多い場合には、「変更した事項」に「別紙のとおり」と記載し、別のA4用紙にその内容を記載し添付してもかまいません。

### **3 事業の廃止届**

事業を廃止した場合は、「飼料販売業者事業廃止届」を提出して下さい。

(1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載する。また、郵送する場合は、投函する日付を記載する。

(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料販売業者届（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

販売開始の2週間前までに届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○〇 ○〇

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。  
記

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地（別紙のとおりでも可）
  - (1) 販売業務を行う事業場の所在地  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○支店）  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○支店）
  - (2) 飼料を保管する施設の所在地  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○倉庫）  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○倉庫）
- 3 販売に係る飼料の種類（別紙のとおりでも可）

種	類
幼すう育成用配合飼料、ほ乳期子豚育成用配合飼料、動物性たん白質混合飼料、米ぬか油かす混合飼料・・・	

なお、輸出用又は試験研究用の飼料の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料の種類	飼料の名称
ビタミン混合飼料	○○MIX-NO. 1

輸出用、試験研究用がある場合のみ

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
○○抽出物混合飼料	○○印ミックスB

- 4 飼料の販売の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料販売業者届出事項変更届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後1ヶ月以内に届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○〇 ○〇

最初に飼料販売業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

(1) 代表者

新) ○ ○ ○ ○

旧) △ △ △ △

(2) 社名又は住所

新) ○〇〇〇株式会社 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

旧) △△△△株式会社 岡山県△△市△△町△△番地

(3) 販売業務を行う事業場(飼料を保管する施設)の追加又は削除

	販売業務を行う事業場の名称	販売業務を行う事業場の所在地
追加	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地
削除	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	岡山県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(4) 販売業務を行う事業場(飼料を保管する施設)の名称及び所在地

新) ○〇〇〇株式会社〇〇支店 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地

旧) △△△△株式会社△△支店 岡山県△△市△△町△△番地

(5) 飼料の種類追加

飼料の種類
幼すう育成用配合飼料、肉用牛肥育用配合飼料、魚粉

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

:

(1)~(5)の各項目毎に変更した年月日を記載して下さい。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料販売業者事業廃止届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業廃止後1ヶ月以内に届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

最初に飼料販売業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により飼料販売業者の届出をしたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

## 第6章

### 飼料添加物販売業者届

## 1 飼料添加物販売の開始

飼料添加物を販売しようとする者は飼料安全法第50条第2項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事に届ける必要があります。

## 2 飼料添加物販売業者届の記載方法

飼料販売業者届に準じて記載してください。

### (1) 販売に係る飼料添加物の種類

- ・飼料添加物製造業者届出に準じて、販売する飼料添加物の種類を記載してください。
- ・「別紙のとおり」として一覧表を添付してもよいです。

## 3 届出事項に変更があった場合

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

### (1) 飼料添加物販売業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物販売業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

なお、記載にあたっては「飼料販売業者届出事項変更届」に準じてください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 販売に係る飼料添加物の種類
- 4 飼料添加物の販売の開始年月日

## 4 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物販売業者事業廃止届」を提出してください。

### (1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### (2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付

- ・最初に販売業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料添加物販売業者届（記載例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

販売開始の2週間前までに届出

岡山県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定により届け出ます。  
記

1 氏名及び住所

〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 ○〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

2 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地

(1) 販売業務を行う事業場の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇支店)  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇支店)

(2) 飼料添加物を保管する施設の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇倉庫)  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇倉庫)

3 販売に係る飼料の種類

種	類
幼すう用プレミックス、ほ乳期子豚用プレミックス、 〇〇マイシン、ビタミンAD	

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
〇〇マイシン (精製級)	G r o w t h e r - 5

(試験研究用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
幼すう用プレミックス	幼すう用スーパーB

4 飼料の販売の開始年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

## 第7章

### 飼料輸入業者届

## 1 飼料輸入の開始

飼料を輸入しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

飼料輸入業者は、その届出に係る飼料の販売業者届は不要です。（輸入業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

## 2 飼料輸入業者届の記載方法

### (1) 届出年月日

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

### (2) 届出の宛先

- ・大臣の氏名も記載してください。

### (3) 氏名・住所

- ・届出書右上の届出者の住所及び氏名について、法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。支店長等の代理人名での届出はできません。

### (4) 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）

- ・法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。登記上の本店所在地と実業務を行っている事業場が別の場合は、登記上の本店所在地が主たる事務所の所在地になります。

### (5) 販売業務を行う事業場及び飼料又は飼料添加物を保管する施設の所在地

この項には、自社で輸入した品目についての販売事業場及び保管施設を記載してください。

#### 1) 販売業務を行う事業場の所在地

ここでいう販売業務は「商品の所有権の他者への移動」を指します。すなわち、自ら小売や卸売をしていない輸入業者も、ここでいう販売業務は必ず行っていることとなります。したがって、この項には届出業者の本店、支店等の販売業務を行う事業場の所在地を記載してください。この項に商品を卸している相手先や小売業務等を委託している会社等の所在地は記載しないでください。

#### 2) 飼料を保管する施設の所在地

他業者の倉庫等を恒常的に使用している場合は、当該倉庫も記載してください。また、保管施設がない場合は、「該当なし」と記載してください。

### (6) 輸入に係る飼料の種類

- ・飼料製造業者届に準じて記載してください。
- ・輸出用又は試験研究用として輸入するもの  
届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

### (7) 飼料の輸入の開始年月日

飼料の輸入を開始する年月日（通関日）を記載してください。

**(8) 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類**

- ・輸入に係る飼料の種類毎に区分し記載してください。また、飼料添加物については別枠に記載してください。
- ・原材料に配合飼料、混合飼料又は複合製剤を使用している場合は、それに使用されている原料をすべて列記してください。(飼料添加物の賦形物質・安定製剤等は記載不要です。)

**3 届出事項に変更があった場合**

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

**(1) 飼料輸入業者届出事項変更届**

次の事項に変更があった場合は、「飼料輸入業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び当該飼料を保管する施設の所在地
- 3 輸入に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 4 飼料の輸入開始年月日
- 5 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

**4 事業の廃止届**

事業を廃止した場合は、「飼料輸入業者事業廃止届」を提出してください。

**(1) 届出年月日**

- ・直接、県担当者に提出する場合は、その日付を記載してください。また、郵送する場合は、投函する日付を記載してください。

**(2) 「さきに 年 月 日付けで～」の日付**

- ・最初に輸入業者としての届出を行ったときの届出書に付された「届出年月日」を記載してください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料輸入業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

飼料輸入の2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。  
記

- 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
  - 販売業務を行う事業場の所在地  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○支店）  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○支店）
  - 飼料を保管する施設の所在地  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○倉庫）  
○○県〇〇市〇〇町〇〇番地（○○倉庫）
- 輸入に係る飼料の種類（輸出用又は試験研究用として輸入するものについては、その旨及びその名称）

種 類
とうもろこし、大豆油かす、なたね油かす、牛用混合飼料

- 飼料の輸入の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 輸入する飼料が製造されたものである場合における当該飼料の原料又は材料の種類

原 料 又 は 材 料 の 種 類	
	飼 料 添 加 物 の 種 類
ビートパルプ、米ぬか、ふすま、りん酸カルシウム、炭酸カルシウム、食塩	ビタミンA、ビタミンB <sub>3</sub>

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料輸入業者届出事項変更届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

変更後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

最初に飼料輸入業者として届け出た年月日



さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第4項の規定により届け出ます。

記

1 変更した事項

(1) 代表者

新) ○ ○ ○ ○  
旧) △ △ △ △

(2) 社名又は住所

新) ○〇〇〇株式会社 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地  
旧) △△△△株式会社 岡山県△△市△△町△△番地

(3) 販売業務を行う事業場の追加又は削除

	販売業務を行う事業場の名称	販売業務を行う事業場の所在地
追加	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地
削除	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店	岡山県〇〇郡〇〇町〇〇番地

(4) 販売業務を行う事業場の名称及び所在地

新) ○〇〇〇株式会社〇〇支店 岡山県〇〇市〇〇町〇〇番地  
旧) △△△△株式会社△△支店 岡山県△△市△△町△△番地

(5) 飼料の種類追加

飼料の種類	原料又は材料の種類	
	飼料添加物の種類	
肉用牛肥育用配合飼料	とうもろこし、リン酸カルシウム、食塩、マイロ、大豆油かす・・・	ビタミンA、エトキシキン、塩酸L-リジン、炭酸亜鉛・・・

2 変更した年月日

(1) 令和〇〇年〇〇月〇〇日  
(2) 令和〇〇年〇〇月〇〇日

:

(1)~(5)の項目毎に変更した年月日を記載して下さい。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料輸入業者事業廃止届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業廃止後1ヶ月以内に届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住 所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 ○ ○ ○ ○ 株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

最初に飼料製造業者として届け出た年月日

さきに〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により飼料輸入業者の届出をしたが、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日限りで事業を廃止したので、同条第4項の規定により届け出ます。

## 第 8 章

### 飼料添加物輸入業者届

## 1 飼料添加物の輸入の開始

飼料添加物を輸入しようとする者は飼料安全法第50条第1項の規定に基づき、その事業を開始する2週間前までに、本社が所在する都道府県知事を経由して農林水産大臣に届ける必要があります。

飼料添加物輸入業者は、その届出に係る飼料の販売業者届は不要です。（輸入業者届の中に販売を行う事業場を記入する必要があります。）

## 2 飼料添加物輸入業者届の記載方法

飼料輸入業者届に準じて記載してください。

### (1) 輸入に係る飼料添加物の種類

- ・飼料添加物製造業者届に準じて記載してください。
- ・輸出用又は試験研究用として輸入するもの  
届出業者が独自に決めた銘柄名を記載してください。

### (2) 飼料の輸入の開始年月日

- ・飼料添加物の輸入を開始する年月日（通関日）を記載してください。

### (3) 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

- ・使用する全ての原材料を飼料添加物の種類ごとにまとめて記載してください。

### (4) 飼料添加物を製造する施設の概要

- ・輸入に係る飼料添加物が製造されたものである場合、当該飼料添加物の製造する施設の概要（製造工程を含む）を資料として添付してください。

## 2 飼料添加物輸入業者届出事項変更届

届出事項に変更が生じた場合や事業を廃止した場合は、第50条第4項の規定により、その日から1月以内に届ける必要があります。

### (1) 飼料添加物輸入業者届出事項変更届

次の事項に変更があった場合は、「飼料添加物輸入業者届出事項変更届」に変更した内容を記載し提出してください。

- 1 名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名及び住所）
- 2 販売業務を行う事業場及び当該飼料添加物を保管する施設の所在地
- 3 輸入に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として製造するものについては、その旨及びその名称）
- 4 飼料添加物の輸入開始年月日
- 5 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

## 3 事業の廃止届

事業を廃止した場合は、「飼料添加物輸入業者事業廃止届」を提出して下さい。記載にあたっては、飼料輸入業者事業廃止届に準じてください。

様式は岡山県のホームページから入手できます。

飼料添加物輸入業者届(記載例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

飼料添加物輸入の2週間前までに届出

農林水産大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

押印ありの届出の場合、差し換えを最小限とするため、余白に捨印をお願いします。

住所 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地  
氏名 ○ ○ ○ ○ 株式会社  
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

下記のとおり飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第1項の規定により届け出ます。

記

- 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○  
○○県○○市○○町○○番地
- 販売業務を行う事業場及び飼料添加物を保管する施設の所在地
  - 販売業務を行う事業場の所在地  
○○県○○市○○町○○番地（○○支店）  
○○県○○市○○町○○番地（○○支店）
  - 飼料添加物を保管する施設の所在地  
○○県○○市○○町○○番地（○○倉庫）  
○○県○○市○○町○○番地（○○倉庫）
- 輸入に係る飼料添加物の種類（輸出用又は試験研究用として輸入するものについては、その旨及びその名称）

種 類
プロピオン酸カルシウム、幼すう用プレミックス、 ○○○マイシン

なお、輸出用又は試験研究用の飼料添加物の種類及び名称は次のとおりです。

(輸出用)

飼料添加物の種類	飼料添加物の名称
○○○マイシン	G r o w t h e r - 1 0

(試験研究用)

飼料の種類	飼料の名称
幼すう用プレミックス	幼すう用Bミックススーパー

- 飼料添加物の輸入の開始年月日  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 輸入する飼料添加物が製造されたものである場合における当該飼料添加物の原料又は材料の種類

飼料添加物の種類	原料又は材料の種類
プロピオン酸カルシウム	プロピオン酸、水酸化カルシウム
幼すう用プレミックス	DL-メチオニン、塩化コリン、硫酸亜鉛（結晶）、米ぬか油かす、大豆油
〇〇〇マイシン	生産菌名、賦形物質、(発酵培地)

## 第9章

### 飼料製造等開始後の遵守事項

# 1 帳簿の備付け

飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売をした場合、その内容を帳簿に記載し、8年間保存してください。

## (1) 飼料または飼料添加物を製造した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 製造年月日
- ・ 原料または材料の名称及び数量
- ・ 原料または材料を譲り受けた場合は、譲受けの年月日及び相手方の氏名または名称

## (2) 飼料または飼料添加物を輸入業者した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 輸入年月日
- ・ 輸入先国名及び輸入の相手方の氏名または名称
- ・ 荷姿
- ・ 輸入した飼料または飼料添加物が製造されたものであるときは、
  - ①製造国名
  - ②製造業者の氏名または名称
  - ③原料または材料の名称及び原産国名

(農林水産大臣の指定する飼料または飼料添加物に限る。)

## (3) 飼料または飼料添加物の製造業者、輸入業者、販売業者が飼料等を譲り受けた、または譲り渡した場合の記載事項

- ・ 名称
- ・ 数量
- ・ 年月日
- ・ 相手方の氏名または名称
- ・ 荷姿

### 〔法〕 (帳簿の備付け)

第52条 第3条第1項の規定により基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者又は輸入業者は、当該飼料又は飼料添加物を製造し、又は輸入したときは、遅延なく、その名称、数量その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

2 前項に規定する飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者又は販売業者は、当該飼料又は飼料添加物を譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、及び相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

3 前2項の帳簿は、2年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

〔省令〕（帳簿の記載事項等）

第72条 法第52条第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 飼料又は飼料添加物の製造年月日又は輸入年月日
  - 二 製造業者にあつては、次に掲げる事項
    - イ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料の名称及び数量
    - ロ 飼料又は飼料添加物の製造に用いた原料又は材料が譲り受けたものであるときは、譲受けの年月日及び相手方の氏名又は名称
  - 三 輸入業者にあつては、次に掲げる事項
    - イ 飼料又は飼料添加物の輸入先国名及び輸入の相手方の氏名又は名称
    - ロ 輸入した飼料又は飼料添加物の荷姿
    - ハ 輸入した飼料又は飼料添加物が製造されたものであるときは、当該飼料又は飼料添加物が製造された国名及び製造業者の氏名又は名称並びに原料又は材料の名称及び原産国名（農林水産大臣の指定する飼料又は飼料添加物に限る。）
- 2 法第52条第2項の農林水産省令で定める事項は、飼料又は飼料添加物の荷姿とする。

## 2 製造等の禁止（法第4条）

第3条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、次の①～④の行為をすることは禁止されています。

- ①販売を目的として、飼料又は飼料添加物を基準に合わない方法により製造、保存、使用すること。
- ②基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売又は輸入すること。
- ③基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- ④規格に合わない飼料又は飼料添加物を製造、販売、輸入、使用すること。

〔法〕（製造等の禁止）

第4条 前条第1項の規定により基準又は規格が定められたときは、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 当該基準に合わない方法により、飼料又は飼料添加物を販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与及びこれに準ずるものとして農林水産省令で定める授与を含む。以下同じ。）の用に供するために製造し、若しくは保存し、又は使用すること。
- 二 当該基準に合わない方法により製造され、又は保存された飼料又は飼料添加物を販売し、又は販売の用に供するために輸入すること。
- 三 当該基準に合う表示がない飼料又は飼料添加物を販売すること。
- 四 当該規格に合わない飼料又は飼料添加物を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は使用すること。

### 3 有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止（第23条）

- ・有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- ・病原微生物に汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- ・使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

#### 〔法〕（有害な物質を含む飼料等の製造等の禁止）

第23条 農林水産大臣は、次に掲げる飼料の使用又は第一号若しくは第二号に掲げる飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止するため必要があると認めるときは、農業資材審議会の意見を聴いて、製造業者、輸入業者若しくは販売業者に対し、当該飼料若しくは当該飼料添加物の製造、輸入若しくは販売を禁止し、又は飼料の使用者に対し、当該飼料の使用を禁止することができる。

- 一 有害な物質を含み、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- 二 病原微生物により汚染され、又はその疑いがある飼料又は飼料添加物
- 三 使用の経験が少ないため、有害でない旨の確証がないと認められる飼料

### 4 飼料等の品質表示

飼料の消費者である畜産農家が飼料を購入するときに栄養成分に関する品質や配合割合などを識別できるようにするために、表示事項が定められています。

飼料		表示事項
1 単 体 飼 料	(1) 大豆油かす	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗繊維の成分量の最大量
	(2) 魚粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.3%を超えるものに限る。)
	(3) フェザーミール	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量 揮発性塩基性窒素の含有量の最大量 (その含有量が0.6%を超えるものに限る。)
	(4) 肉骨粉	一般表示事項 粗たん白質の成分量の最小量 粗灰分の成分量の最大量
	(5) 肉粉	(4) に同じ。
	(6) 血粉	(4) に同じ。

2 配合飼料	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗脂肪の成分量の最小量</p> <p>カルシウムの成分量の最小量</p> <p>りんの成分量の最小量（環境負荷低減型配合飼料にあつては、その成分の最大量）</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>可消化養分総量の最小量（牛及び豚に使用されるものに限る。）</p> <p>代謝エネルギーの最小量（鶏に使用されているものに限る。）</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の区分及び区分別配合割合</p>	
3 混 合 飼 料	<p>（1）とうもろこしと魚粉又はフィッシュソリュブル吸着飼料とを混合したもの</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p>
	<p>（2）フィッシュソリュブル吸着飼料</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p> <p>揮発性塩基性窒素の含有量の最大量（その含有量が0.6%を超えるものに限る。）</p>
	<p>（3）糖蜜吸着飼料</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗繊維の成分量の最大量</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p>
	<p>（4）1並びに（1）、（2）及び（3）に掲げる飼料の2種類以上を混合したもの又はこれらの1種類以上を混入した飼料であつて、2に掲げる飼料以外のもの</p>	<p>一般表示事項</p> <p>粗たん白質の成分量の最小量</p> <p>粗繊維の成分量の最大量（植物質性のものが混入されているものに限る。）</p> <p>粗灰分の成分量の最大量</p> <p>原材料名</p> <p>原材料の配合割合</p>

	(5) その他の混合飼料	一般表示事項 原材料名
--	--------------	----------------

備考

- 1 一般表示事項は、次のとおりです。
  - (1) 飼料の名称
  - (2) 飼料の種類
  - (3) 製造（輸入）年月
  - (4) 製造（輸入）業者の指名又は名称及び住所
  - (5) 製造事業場の名称及び所在地（製造業者に限る。）

## 5 飼料原料の利用規制状況

### (1) 動物性油脂を除く動物由来飼料原料

主な対象品目	由来	給与対象				
		牛 など (注1)	豚	鶏	養 魚	
動物性たん白質	ゼラチン、コラーゲン※	○	○	○	○	
	乳、乳製品					ほ乳動物
	卵、卵製品					家きん
	血粉、血しょうたん白	牛（SRM等を除く。豚（いのししを含む。以下この表において同じ。）・馬・家きんとの混合を含む）※	×	×	×	○
		豚、馬又は家きん※	×	○	○	○
		豚・家きん混合※(注4)	×	×	×	×
	肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉（チキンミール、フェザーミールを含む）	牛（豚・家きんとの混合を含む）※	×	×	×	○
		豚又は家きん※	×	○	○	○
		豚・家きん混合※(注4)	×	×	×	×
	魚粉などの魚介類由来たん白質※	魚介類	×	○	○	○
動物性たん白質を含む食品残さ（残飯など）	ほ乳動物、家きん、魚介類					
その他 (注5)	骨炭、骨灰（一定の条件で加工処理されたもの）	○	○	○	○	
	第2リン酸カルシウム（鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの）					

注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる

注2 「SRM等」とは、特定危険部位（30月齢超の牛の脳等）及び農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛の部位のこと

注3 「※」のたん白質は、要件に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたものを

指す

注4 「豚・家きん混合」の原料は、動物種別に分別された原料を製造工程の原料投入口で混合したものに限る

注5 「その他」に記載されたものは、動物性たん白質の規制の対象外

(2) 動物性油脂

油脂の種類		不溶性不純物 含有量の基準 (%以下)	給与対象				
			牛		豚	鶏	養魚
			代用乳	その他			
動物性油脂 (注1)	特定動物性油脂(注2)	0.02	○	○	○	○	○
	イエローグリース(注3)	0.15	×	×	○	○	○
	豚(いのししを含む。)、鶏由来	0.15	×	○	○	○	○
	SRM等由来(注4)	-	×	×	×	×	×
	回収食用油(注5)	0.02	○	○	○	○	○
		0.15	×	×	○	○	○
	魚油(注7)	-	○	○	○	○	○
上の各欄に記載された以外の動物性油脂	-	×	×	×	×	×	

注1 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる

注2 食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のもの

注3 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。死亡牛及び30月齢を超える牛のせき柱が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもの(確認済動物性油脂)のみ飼料利用可

注4 「SRM等」とは、特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及び農家でへい死した牛などと畜検査を經ていない牛の部位のこと

注5 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できる回収食用油のみ飼料利用可(確認済動物性油脂としての扱い)

注6 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可

注7 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

## 6 食品循環資源利用飼料について

これまで、我が国で飼料自給率向上のための国産飼料の有効活用や循環型社会の実践のため、食品循環資源の飼料利用が推進されてきました。

しかし、近年、アフリカ豚熱を始めとした家畜の伝染生疾病の侵入リスクが高まっており、飼料の安全確保対策が強化されています。食品循環資源を扱う場合は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を遵守し、国際基準に整合した加熱処理等を適切に行ってください。

また、「動物性たん白質を含む食品残さ」は、BSE対策の上で法的な規制があり、取扱いに注意の必要な原料もあります（以下の表を参照）。

また、他にも、安全性確保のために必要な事項（有害物質、病原性微生物、異物混入の防止など）に十分注意した原料や製造の管理を行う必要があります。

事業形態毎の動物性たん白質を含む食品残さ（注1）の飼料化区分表

事業形態	事業場例	加工残さ、厨芥に該当するもの	製品に該当するもの
①食品製造業 食品小売業 (②に該当するものを除く)	・食品製造工場、加工場 ・精肉店、鮮魚店、その他店舗内加工を行った上で小売を行う事業場 (スーパー等小売店舗の該当部門を含む。)	(製造加工工程からの残さ、店舗内加工に際して生じた残さ)  ※動物性たん白質は条件付きで飼料利用可能 (注2)	(返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品)  飼料に利用可能 (豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。)
②外食産業 (弁当・総菜等の食品小売業を含む)	・弁当、惣菜、パン等の製造・販売店(スーパー等小売店舗の該当部門を含む。) ・コンビニエンスストア ・給食センター ・レストラン、旅館 ・社員食堂、学校(給食) 【注: 枝肉を取り扱っている事業場は、業態①と同じ扱い。】	(店舗(厨房)内加工に際して生じた厨房残さ(厨芥))  飼料に利用可能 (豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。)	(返品・在庫品・流通過程の破損品等の製品、食べ残し)  飼料に利用可能 (豚、鶏、うずら又は養魚用飼料用途に限る。)

注1 この区分表の対象は、肉や魚など、ほ乳動物・家きん・魚に由来する動物性たん白質を含む食品残さです。ただし、卵及び乳のみに由来するたん白質は、全ての家畜向けの飼料原料に利用可能です。

注2 動物性たん白質は、分別など一定の基準を満たした上で、飼料安全法に基づく大臣確認を受けた工場(魚粉工場、豚肉骨粉工場、エコフィード工場など)で製造されたものだけに限り飼料原料として用いることができます。